

千葉県入札監視委員会平成20年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成21年3月4日(木) 千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 【欠席】 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年9月30日	
審議案件	4件	(備考) 1 審議期間中に12件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に14件(75社)の指名停止があったことを報告した。 3 総合評価方式について技術管理課から説明を行った。
一般競争	2件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

意見・質問	回 答
<p>1 審議概要</p> <p>前回、前年同期と比較し、落札率が低下しているが、電子入札導入の光明と考えてよいか。</p> <p>報道で、都道府県別の落札率状況が掲載されており、千葉県は、落札率が高い県とされていたが、そのことについてどのように考えているか。</p> <p>委員会としては、「なぜ落札率が高いのか」という事情を説明してもらいたい。過去3年の統計では、千葉県の落札率は下落傾向にあるが、逆に上がるということはありえるのか。</p> <p>2 総合評価方式に関する説明</p> <p>簡易型における施工計画について5項目規定されているが、これは全てが評価項目となるのか。</p> <p>この評価項目の表を見て、「かなりわかりにくい」というよりも、「わからない」と思う。</p> <p>総合評価方式では、評価点が「低いレベル」の競争になった場合、例えば、一番評価が高い業者が3点、次順位が1点だった場合、最高点である3点の業者に満点の30点、次順位1点の業者が10点</p>	<p>電子入札導入後に数値的に下がってはいるが、地域や工事の内容、技術者の配置等による業者の営業努力もあると思う。</p> <p>落札率については、工事箇所や工事内容などにより変化するため、落札率が高いことが悪いことであると断定はできない。</p> <p>毎年、入札制度の改善を行っている中で、上がることはないと考えている。</p> <p>5項目のうち、1ないし2項目を選択することとなる。この選択は、工事によって異なる。発注者が項目を考え、技術審査会や学識経験者の意見を踏まえ決定される。</p> <p>現在の1位満点方式では、低い場合に過大に評価してしまうという欠点は理解している。</p>

意見・質問	回答
<p>となる。評価項目の差が2点しか差が無いのに、加算点になると20点の差が発生するのは公正といえるのか。</p> <p>入札前に業者に対して評価点を教えるのか。</p> <p>総合評価方式のやり方についてどこまで情報を公開しているのか。</p> <p>開札調書に記載のある評価値の計算方法は「評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格」となっているが、単純にこの計算だけでは開札調書に記載されている評価値は算出されないがどうということか。</p> <p>開札調書の欄外注意書きを見ても「評価値が整数部分1桁になるように調整する」との記載が無く、これでは一般市民や業者がわかるとは思えない。</p> <p>そういう問題ではなく、開札調書を見る人がすべて前もってガイドラインを読んでいるとは限らない。開札調書にその記載を行うべきである。</p> <p>施工計画の技術点が3段階でしか評価されないというのはどうなのか。</p>	<p>教えていない。入札終了後、開札調書を公開した時点となる</p> <p>総合評価方式のガイドラインとして公開を行っている。各案件については、開札調書に加え、今年2月公告分から評価調書が公開の対象となっている。これにより業者の評価点詳細から入札金額に至るまで公表している事となる。</p> <p>単純に技術評価点を入札価格で割るだけでなく、評価値の整数部分が1桁になるように10の階乗を掛けることとなる。案件ごとに調整する倍数は異なっており、1000万や1億をかけて調整を行う。</p> <p>総合評価方式を導入してから時間が経過しており、また総合評価ガイドラインを公表しており、周知されていると理解している。</p> <p>各発注機関、技術審査会に加え、外部の学識経験者の意見を受けて決定している。</p>

意見・質問	回答
<p>3 一般競争入札 【千葉県立つくし特別支援学校校舎(高等部棟)建築工事】</p> <p>低入札価格調査を打ち切ったとのことだがどういうことか。</p> <p>調査対象となった項目が一番低かったのもこの業者か。</p> <p>低入札対象のみ内訳書の根拠資料を調査することに問題はないのか。</p> <p>調査項目の金額は流動的であり、その他の項目を含めて検討した場合に、この対象業者でも工事の履行が可能だったのではないか。工事を行う業者が企業努力でコストを抑えることは、むしろ意欲ある業者であると言えないか。調査の内容を考えるべきである。</p>	<p>基本実施要領に沿って工事内訳書を作成し提出することとなっており、加えて今回の案件について予定価格1億円以上工事であるため、低入札価格調査が必要となる場合、根拠資料を提出することとなるが、対象の業者はこの工事内訳書の根拠となる資料が添付されていなかったため、建設工事等低入札価格特別重点調査実施要領第4条第4項により調査を中止し、対象者を調査除外者とし、その入札を無効とした。</p> <p>低入札価格調査の対象業者のみ精査を行っているため、全入札業者間での比較は行っていない。</p> <p>各案件に設定している調査基準価格を下回った入札については、工事が適正に行うことが可能か調査を行っている。また、調査基準価格を上回った入札については工事の履行に問題がないとして調査を行っていない。</p>

意見・質問	回答
<p>施工計画の評価点区分が0点、5点、10点という3区分となっているが、細分化することはできないのか。</p> <p>施工計画に記載のある、安全管理に留意すべき事項とは、具体的にどのような点を評価しているのか。また、なぜこの項目を選択したのか。</p> <p>4 一般競争入札 【館山港港整備交付金工事（棧橋工）】</p> <p>公募上限価格は公表されているのか。また、設定方法はどのようになっているか。</p> <p>入札者が一人ということで、競争が発生せず、相手の言い値で発注している感があるが、どう考えているか。</p> <p>1社しか入札がないということは入札前にわかっていたのか。それとも入札が終わって結果的に1社だったのか。</p>	<p>施工計画を1点単位等に細分化するのは技術的に困難であるため、現行では3段階での評価で統一して実施している。</p> <p>工事としては鉄筋コンクリートの建物ということで極めて高度の技術が必要な工事とは言い切れない。対して特別支援学校の敷地内であることに加え、近隣に住宅地や病院等が存在し、生徒や近隣住民に配慮すべき点が他の工事に比べ多いと判断し、決定した。</p> <p>公告にて公表を行っている。また、設定方法は、概略ではあるが、発注機関で設計を作成し、それに基づいて他の工事での実績や予算等を考慮し、公募上限価格を決定している。</p> <p>結果として入札時には1社となってしまうが、事前の説明会には興味を示した会社が多くあった。ただ、実施計画や詳細な設計を検討する中で、自社では無理であると判断した会社が多数あったのではないかと推測している。</p> <p>公告後に技術提案書の提出を受け、技術審査会にて審査があると決定するわけだが、その時点で1社であった。</p>

意見・質問	回答
<p>一般競争入札でも 1 社しか参加申し込みがない場合、指名競争入札に切り替えることは可能か。</p> <p>1 社での入札というのは、あまりにも形式的過ぎるのではないか。例えば、この案件が特殊であるとすれば、随意契約も考えられるが、そのための要件は厳しくなるのか。</p> <p>考え方として間違いではないが、あまりにも白々さを感じる。一般競争入札で、資格要件をなくしたからと言って、1 社入札でも良いというのも違うと思う。もちろん随意契約を良しとするわけではいが。</p> <p>公告に記載されている評価項目及び点数はこの工事のみに適用されるものか。</p> <p>平成 14 年度から事業着手しているが、どのような業者が携わっているか。</p>	<p>千葉県の場合、一般競争入札で特別な場合に限り 1 社入札でも成立することとなっている。それ以外は原則 1 者入札を認めていない。今回の案件については以前に 1 度一般競争入札を実施しており、1 社入札で取り止めとなっている。再発注となる今回は、制限を緩和し、1 社入札での成立を認めている。今回の資格要件では全国で百社以上の応札可能な業者が存在していた。A ランクの業者はほとんど応札可能であった。もし、この時点で指名競争入札に変更したとしても、応札する意思がない業者を指名することとなり、1 社入札で取り止めていた可能性が極めて高いと思われる。</p> <p>特殊という意味合いであっても随意契約での発注となると要件は厳しくなる。</p> <p>項目や配点は、この工事独自のものであり、独自に作成した。</p> <p>当時は地質調査や測量を実施している。19 年度の陸上施工部分については地元業者に発注している。</p>

意見・質問	回答
<p>説明会の時点で、業者から質問があったか。また、その質問等から参加への意欲があったか。</p> <p>意欲のある業者が「手を引いた理由」というのをどのように考えているのか。</p> <p>公募上限価格が厳しすぎたということになるのか。</p> <p>このような1社入札というのは多く発生するのか。</p> <p>この1社入札の業者は、自分しか入札してこないことを知っていたのか。</p>	<p>参加申請受付時に数社から、主に設計内容についての問い合わせを受けていた。加えて書類での質問もあったため、参加への意欲があったと思われる。</p> <p>公募上限価格の範囲内で、栈橋の設計を行い、自社で工事を行うこと自体が難しい、原材料費の高騰などにより自社の利益が上がらない等の理由があったのではないかと推測している。</p> <p>結果として1社は入札しているので問題はないと思っているが、他の業者がなぜ入札に参加できなかったかを検討する上で、重要な要因であると考えている。</p> <p>具体的な数字は用意していないが、昨年度以降数件発生している。1社入札を認めるかどうかは、例えば施工能力により参加要件を緩和しても入札参加者が少ない時など、対象を限定しており、公告時に必ず1社入札でも成立することを表現している。</p> <p>電子入札案件のため、1社のみ入札参加と知らず、他の入札参加者がいると思って、自社の入札を行っていた、と認識している。</p>

意見・質問	回答
<p>5 指名競争入札 【給・配水管維持修繕工事（市原地区）】</p> <p>開札調書を見ると入札金額の差がないように思えるが、毎年このような入札となりやすいのか。</p> <p>同種工事の落札率の傾向はどのようになっているか。</p> <p>この契約は単年で契約となるのか。</p> <p>建築工事などでは、経費を下げていくために、総合的に考えること必要性に迫られる。「少額の工事だからしょうがない」「緊急性の高い工事だからしょうがない」というのではなく、なんらかの検討を重ねる必要はある。</p>	<p>毎年同様の発注を行っている。この工事は、1件あたり50万円未満の比較的少額工事の集合体でもあり、入札者が自社にて施工した場合の見積もりを作成しても、金額の差が発生しにくいと考えている。</p> <p>管工事としては、市原管内で平成19年度54件発注し、落札率は97.6%、千葉水道事務所全体では190件発注し、落札率は96.0%である。</p> <p>今回の案件と同様の工事を千葉南部及び千葉西部で発注を行っており、ともに99%前後で落札としている。これらの工事は、突発的に発生する作業に対し、常に複数人の作業班を構築し、素早く対応することが必須となる。そのため、人件費などの経費が他の工事と比較すると高くなる傾向がある。</p> <p>そのとおりである。来年度は再度入札を行い、契約することとなる。</p>

意見・質問	回答
<p>この工事は契約者から下請する業者がいるのか。</p> <p>契約者は会社としてどのくらいの規模なのか。</p> <p>指名業者は12社いるが、どの業者も同規模の会社か。</p> <p>指名した12社以外には、指名可能な業者は何社あったのか。</p> <p>この案件は、昨年どの業者と契約を行っているか。</p> <p>一昨年はどの業者と契約を行っているか。</p> <p>予定金額5000万円弱の比較的高い入札で、3年間同じ業者が落札し、契約を行っている。その入札の開札調書を見ると差額が少なく、ほぼ等間隔での入札と感じられる。偶然といっても出来過ぎではないか。</p> <p>千葉水道事務所管内で指名業者の入れ替えを行うことはできないのか。</p>	<p>契約者が直接工事を行っている。</p> <p>技術者が12名、特定建設業許可を取得しているAランクの業者である。</p> <p>概ねそのとおりである。</p> <p>当時Aランクは管内に13社で、残り1社は緊急修繕工事を落札契約している業者のため、指名を行っていない。</p> <p>今年と同じ業者である。</p> <p>一昨年も今年と同じ業者である。</p> <p>その前の年は違う業者と契約している。</p> <p>突発的に発生する作業に素早く対応する必要性から、地域性を考慮し、工事予定箇所の近隣に位置する業者を指名することが妥当と考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>発注機関として、同じ業者が数年続けて落札しているということに何か意見はないのか。</p> <p>「本当に公正でなければならない」というのはもちろんだが、一方で「公正らしさも大事である」というのもまた真ではないか。周りから疑いをもたれるような状況を作ること事態も良いことではない。入札自体に問題がなくても、周りから問題があるように見られることが大きな問題であって、そうなった場合に信頼性を保持するのは難しいと考える。</p> <p>6 随意契約 【安房地区4号トンネル付帯工事】</p> <p>地盤が変形してトンネルに対し過剰な圧力が掛かったとのことだが、それは予見できなかったのか。</p> <p>最初の工事が不十分だったことはないのか。</p> <p>本体工事を含み、このような工事は県内業者独自ではできないのか。</p>	<p>地域要件を設定し、適切に業者指名を行い、入札を執行しているため、問題ないと思っている。</p> <p>予見することは困難であった。</p> <p>それはない。トンネル工事は元々不確定な要素のある工事である。通常トンネル工事では地質調査を行っているが、掘削する全面を調査することはできないため、最終的に「実際に掘削するまでわからない」部分が大きく存在する。</p> <p>一部の業者は可能かもしれないが、本体工事発注時に一般競争入札を実施しているが、入札業者がJVを結成した上での入札となっていた。</p>

委員講評

総合評価方式について、評価項目の中で、施工計画の細目について3段階による点数の刻み方が果たして妥当なのか。配点の大きいこの点数の付け方一つで開札結果が大きく変わる可能性もあるため、誰の目からもわかりやすく、もう少しはっきりとした指針があった方がよいのではないか。

入札者側の入札に対するモラル向上が図られる方策を取ってほしい。

従前の入札は数字のみの勝負となるため、いろいろと問題はあったが、誰が見ても結果がわかりやすく、クリアな面もあった。総合評価方式の導入によって、そのわかりやすくクリアな面ということが後退している結果となっている。点数の配点や提出された書類をどう客観的に評価するか、発注者側が「こういう答えを期待している」というのが受注者側に伝わらないとふさわしい回答が出ないという行き違いの状態になり、正しい評価がなされない可能性がある。総合評価方式を運用していく中で、改善が図られるべきである。

指名競争入札の指名業者数を増加させてほしい。水道局の案件で12社での指名競争入札を行っているが、決して12社が良い数字ではないと思う。できる限り分母を大きくしてほしい。事務量の問題があるとしても、公正さの観点からこれは譲れない点である。発注者として考えてほしい。

発注者ごとの落札率等の経年変化というのは大事なことである。それを発注者自身が取りまとめ、検証を行うことが更に大事なことである。

同一業者が3年連続で受注しており、予定価格5000万円弱の案件に対し、20万円以内の誤差、その他の業者が等間隔という結果がどうしても解せない。他の地域から業者を選定し、半数程度の業者を入れ替えるなどすることによって、違う結果が生まれてくるのではないか。